第七条の九　法第十九条の三第一項の規定に基づき医療費支給認定の申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一　当該申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地、及び生年月日

三　当該申請に係る小児慢性特定疾病の名称

四　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の医療保険各法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による被保険者証（健康保険法第百二十六条の規定による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称

五　医療費支給認定基準世帯員の氏名

六　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関として希望するものの名称及び所在地

七　所得の状況に関する事項

八　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者（令第二十二条第一項第二号ロに規定する高額治療継続者をいう。）に該当するかの別

九　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が療養負担過重患者（令第二十二条第一項第二号ロに規定する療養負担過重患者をいう。）に該当するかの別

十　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が令第二十二条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定めるものに該当するかの別

十一　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この号において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費算定対象世帯員が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合は、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する事項

十二　その他必要な事項

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　指定医（法第十九条の三第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）の診断書（同項に規定する診断書をいう。第七条の十一第一項第三号、第七条の十三第一項、第七条の十六及び第七条の十八において単に「診断書」という。）（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、都道府県知事が必要と認めるこれに準ずる診断書）

二　前項第七号から第十一号までの事項を証する書類その他小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

三　当該申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者が現に医療費支給認定を受けている場合には、当該医療費支給認定に係る医療受給者証（法第十九条の三第七項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。）

医療費支給認定保護者は、医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。第七条の二十二第七号及び第七条の二十三第一項において同じ。）内において、第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項又は小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該医療費支給認定に係る医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一　当該届出を行う医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二　当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名及び生年月日

三　第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項及び小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四　その他必要な事項

前項の届出書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第七条の十　都道府県知事は、法第十九条の三第一項の規定に基づき、診断又は治療に五年以上（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、第七条の十三に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、その申請に基づき、指定医に指定するものとする。

一　厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。

二　都道府県知事が行う研修を修了していること。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、第七条の十六の規定により指定医の指定を取り消された後五年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。

第七条の十一　前条第一項の規定に基づく指定医の指定の申請をしようとする医師は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該申請をしようとする医師の氏名、居住地、生年月日、連絡先、医籍の登録番号及び登録年月日並びに担当する診療科名

二　当該申請をしようとする医師が認定を受けている専門医の資格の名称及びその認定期間又は前条第一項第二号に規定する研修の名称及びその修了日

三　診断書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

四　その他必要な事項

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県知事は当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　申請者の経歴書

二　医師免許証の写し

三　専門医の資格を証する書面又は前条第一項第二号に規定する研修を修了したことを証する書面

第七条の十二　指定医の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第七条の十三　指定医は、法第十九条の三第一項の規定による診断書の作成を職務とする。

指定医は、前項に規定する職務のほか、小児慢性特定疾病の治療方法その他法第二十一条の四第一項に規定する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究の推進に協力するものとする。

第七条の十四　指定医は、第七条の十一第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた事項及びその年月日を、当該指定医の指定をした都道府県知事に速やかに届け出なければならない。

第七条の十五　指定医は、六十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第七条の十六　指定医が診断書の作成に関し著しく不当な行為を行つたときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。